

「山口県自殺総合対策計画(改定版)」の概要

第1章 改定計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

これまでの本県の自殺対策の取組や国の自殺総合対策大綱の改定を踏まえ、本県の取組を一層進めていくため、現行計画を見直し、「山口県自殺総合対策計画(改定版)」を策定。

2 計画の位置付け

自殺対策基本法第4条に基づき、本県の自殺対策を総合的に推進するために策定。

3 計画の目標・見直し時期

- **基本目標**：【気づきと絆を大切にして県民誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す】
- **数値目標**：平成28年までに平成17年の自殺死亡率を20%以上減少させる。
- **見直し時期**：おおむね5年を目途に見直しを行う。

《計画策定の経緯》

◆平成10年に自殺者が急増して以降、本県を含め、自殺者数が全国的に高い水準で継続

【国の動き】

- 平成18年10月「自殺対策基本法」施行
- 平成19年6月「自殺総合対策大綱」策定
- 平成24年8月「自殺総合対策大綱」改定

【県の動き】

- 平成19年9月「山口県自殺対策連絡協議会」設置
構成機関：医療、精神、職域、法律、地域、報道、警察、教育、学識、行政
- 平成20年3月「山口県自殺総合対策計画」策定

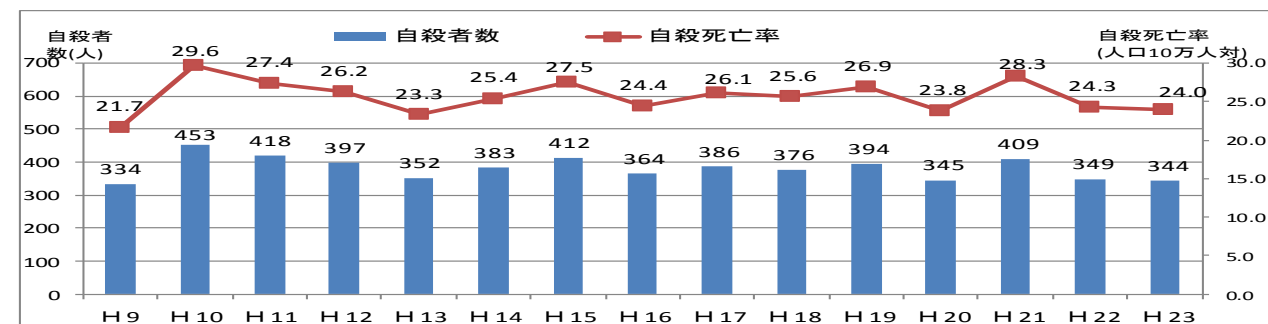
第2章 山口県の自殺の現状分析

1 これまでの自殺対策の取組状況と課題

- 「正しい知識の普及」「人材養成」「アフターケアによる予防」の3つの柱に基づく取組を実施。
- 若年層や自殺未遂者等ハイリスク者に対する支援の取組、地域の相談支援体制の充実と関係機関の連携強化等が必要。

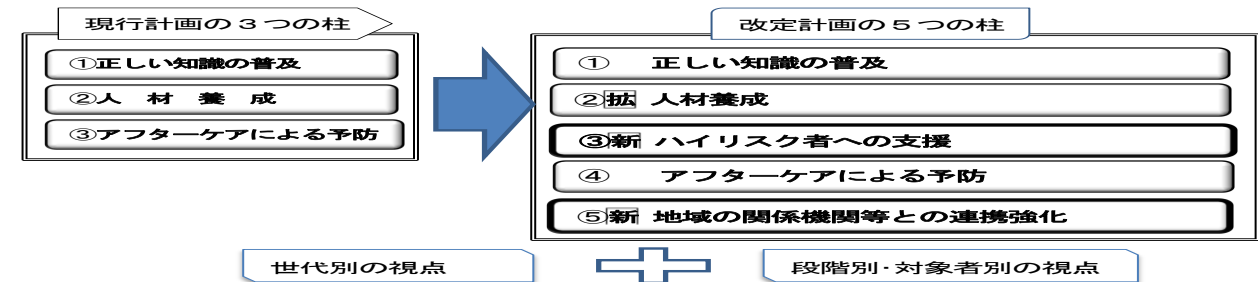
2 山口県の自殺の現状

- **自殺者数** 344人(H23)(全国29位) ← 386人(H17)(全国28位)
- **自殺死亡率(人口10万人対)** 24.0人(H23)(全国18位) ← 26.1人(H17)(全国16位)
- **自殺の動機1位** 健康問題(H23) ← 経済・生活問題(H17)



第3章 自殺対策の基本的な考え方

現行計画策定後の取組や国の自殺総合対策大綱の改定内容等を踏まえ、従来の3つの柱に「ハイリスク者への支援」「地域の関係機関等との連携強化」の2つを加えた5つの柱を設定し、世代別、段階別・対象者別の視点を加え、自殺対策の取組を推進。



1 自殺対策の基本的な認識

- 〈自殺は、その多くが追い込まれた末の死〉
- 〈自殺の多くは、一つの原因ではなく様々な要因が複雑に関係している〉
- 〈自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い〉

2 5つの柱

- ①正しい知識の普及
- ②**拡**人材養成
- ③**新**ハイリスク者への支援
- ④アフターケアによる予防
- ⑤**新**地域の関係機関等との連携強化

3 世代別の視点

- ・ **就学期** ⇒ 思春期における精神的不安定等
- ・ **青年期** ⇒ 進学、就職、出産・子育て等
- ・ **中高年期** ⇒ 家庭や職場での役割の増大、うつ病等
- ・ **高齢期** ⇒ 健康問題、配偶者の介護・死別等

4 段階別・対象者別の視点

- ・ **事前予防** ⇔ 全ての県民
- ・ **早期発見・早期対応** ⇔ リスクのある人
- ・ **事後対応** ⇔ 既遂者の身近にいる人

第4章 自殺対策の具体的取組

5つの柱に基づき、国の自殺総合対策大綱の取組項目に沿って世代別、段階別・対象者別の対策を組み合わせて効果的に取組を推進。

- (1) 自殺の実態把握
- (2) 県民一人ひとりの気づきと見守りの促進
- (3) 早期対応の中心的役割を果たす人材の養成
- (4) 心の健康づくりの推進
- (5) 適切な精神科医療の受診
- (6) 社会的取組での自殺防止
- (7) 自殺未遂者と家族への支援
- (8) 遺された人への支援の充実
- (9) 関係機関・民間団体との連携強化

第5章 推進体制と進行管理

- **推進体制**：県民、家庭、学校、職場、地域、関係機関・団体、行政が連携・協力して自殺対策を推進。
- **進行管理**：「山口県自殺対策連絡協議会」において、計画の点検・評価を実施。